

日本人駐在員のための 米国法基礎セミナー



米国社会を理解する為の米国法基礎と 雇用差別・ハラスメントに関する法律概観

- 本セミナーは全て日本語で行われます。
- 日本でビジネス常識や慣行をアメリカに持ち込む法律上の危険性について説明いたします。
- 過去に3,000人以上の日本人駐在員に受講されているセミナーです。

日本人駐在員のための米国法基礎セミナー

米国社会を理解する為の米国法基礎と雇用差別・ハラスメントに関する法律概観

セミナーの目的と内容

日本人駐在員が米国で勤務する上で、最低限必要な雇用に関する法律知識を吸収していただくためのセミナーです。

第1部：米国社会の理解促進と米国人従業員との相互理解や

コミュニケーション改善のための米国法の基礎知識（9時～2時）

法律に焦点を当てながら米国と日本の違いを説明していきます。米国法の特徴は、厳罰主義ならびに雇用法上の年齢による差別禁止法と Employment At Will の原則にあります。これらの法律の違いが、職場での日米社員の考え方にどのように影響を与えているかを知り、日米社員間のコミュニケーションと相互理解の改善に役立てていただくセミナーです。

第2部：雇用差別とハラスメントを防ぐための米国連邦雇用法の基礎知識

（2時～5時半）

米国の雇用差別禁止法やハラスメント禁止法を日米比較とケース・スタディーを使って分かりやすく説明します。日本的言動が、米国で如何に訴訟につながるかを示す事例を紹介します。米国において勤務する日本人駐在員には必修コースです。

セミナーの特徴

- 本セミナーは全て日本語で行われます。
- 講師は日本（18年）、米国（18年）の両方で働いた経験があり、その経験を基に日米両国間の雇用慣行や雇用法の違いを日本人にわかりやすく説明いたします。
- 日本でのビジネス常識や慣行をアメリカに持ち込む法律上の危険性について説明いたします。
- 日米の雇用法の相違に基づき、アメリカ人従業員の会社観/職業観について説明いたします。
- 過去に3,000人以上の日本人駐在員に受講されているセミナーです。
- 20社以上の日系企業に社内セミナー、グループ会社セミナーの一環として取り入れられているコースです。
- 講義中、常時質問を受け付けます。

講 師： 本間 道治（オグレットリー・ディーキンス法律事務所・インディアナ州弁護士）

時 間： 午前9時～午後5時30分（昼食つき）（8時45分から受付開始）

費 用： 1人\$390（ただし、ニューヨーク会場は1人\$440）

– 9月15日までに申し込みの場合、1人\$30割引

– 同一会社から4人以上申し込みの場合は、4人目以降1人\$30割引

セミナー申込書送付先・セミナーに関する問い合わせ先

Ogletree Deakins Law Firm • Attn: Michiharu Homma
111 Monument Circle, Suite 4600, Indianapolis, IN 46204
TEL: 317-916-2139（直通） • FAX: 317-916-9076
E-MAIL: michiharu.homma@ogletreedeakins.com（日本語受信可能）

セミナー時間割: 9時～5時半

第1部 (9時～2時)

米国社会の理解促進と日米社員間の 相互理解・コミュニケーション改善のために

I. 厳罰主義の国 (9時～10時半)

1. 懲罰的賠償金
2. 嘘に厳しい国
3. 企業犯罪に厳しい国
4. 企業内告発
5. Emailに関する注意
6. アルコールに厳しい国

II. 日米社員間の相互理解とコミュニケーション改善のために

(10時半～2時)

1. 日本人駐在員が感じるアメリカ人従業員に対する一般的なネガティブな印象
2. アメリカ人従業員が感じる日本人駐在員に対する一般的なネガティブな印象
3. 日米雇用法の最大の相違点
4. 日本の雇用法や日本固有の社会的条件に基づいた考え方の例
5. 米国の雇用法や米国固有の社会的条件に基づいた考え方の例
6. 日米社員間の相互理解促進のために
7. 日本人駐在員のための参考図書
8. コミュニケーション・ギャップを生じさせる日米間の社会的条件の相違

第2部 (2時～5時半)

雇用差別とハラスメントを防ぐための米国連邦雇用法の 基礎知識

1. 日米雇用差別禁止法の最大の相違点
2. 違法差別で訴えられることを少なくするための方法
3. 日米雇用法の相違
4. 事例研究: 人種・出身国ならびに性別による差別で訴えられたケース
5. 事例研究: 年齢による差別禁止法違反で訴えられたケース
6. 事例研究: 出身国による差別で訴えられたケース
7. セクハラ訴訟を防ぐために
8. セクシャルハラスメントを禁止する法律
9. 日米間の相違
10. 敵対的環境型セクハラ of 基準
11. セクハラ of 加害者として社内クレームの対象とならないための用心 (注意すべき日本的行動)
12. 事例研究: 実際の敵対的環境型のセクハラ of 例
13. 管理職のセクハラによる会社の責任を防ぐために
14. 日米 of 実際のケース
15. 日系企業に対するアドバイス
16. その他の違法なハラスメント (嫌がらせ)
17. 上司によるいじめや嫌がらせ (パワハラ) of 法律問題

日時・会場

いずれも9時～5時半、昼食つき、8時45分受付開始

10/14, Fri	Indianapolis, IN	オグルツリー・ディーキンス法律事務所, Indianapolis Office 111 Monument Circle, 46th Floor, Indianapolis, IN 46204	TEL: 317-916-1300
10/28, Fri	Torrance, CA	Miyako Hybrid Hotel 21381 S. Western Avenue, Torrance, CA 90501	TEL: 310-212-5111
11/04, Fri	New York, NY	Residence Inn, Manhattan/Times Square 1033 Avenue of the Americas, New York, NY 10018	TEL: 212-768-0007
11/10, Thu	Houston, TX	オグルツリー・ディーキンス法律事務所, Houston Office One Allen Center 500 Dallas Street, Suite 3000, Houston, TX 77002	TEL: 713-655-0855
11/15, Tue	Atlanta, GA	オグルツリー・ディーキンス法律事務所, Atlanta Office One Ninety One Peachtree Tower 191 Peachtree Street, N.E., Suite 4800, Atlanta, GA 30303	TEL: 404-881-1300
11/18, Fri	Schaumburg, IL	Doubletree Hotel Chicago, Schaumburg 800 National Parkway, Schaumburg, IL 60173	TEL: 847-605-9222

米国法基礎セミナー参加申込書 (Registration Form)

2011年 月 日

To: Ogletree, Deakins, Nash, Smoak & Stewart, P.C. Attn: Michiharu Homma

会社・団体名 (Name of Your Company)

参加予定者ご芳名・役職 (お名前もアルファベットでご記入下さい。)
(Name and Job Title of the Participants)

1. _____
2. _____
3. _____
4. _____

(4人以上の場合は、別紙に記入し添付して下さい。)

会社住所・電話・ファックス番号・E-Mail (Address, Tel, Fax Numbers,
and E-Mail of Your Company and Contact Person)

Address: _____

State: _____ Zip: _____

Tel: _____

Fax: _____

E-mail: _____

(E-mailで確認状を送付しますので必ずご記入下さい。)

参加都市名 (参加されるセミナーの開催都市名に印をつけてください。)

(Selection of City)

- Indianapolis, IN New York, NY Atlanta, GA
 Torrance, CA Houston, TX Schaumburg, IL

ご送金額 (Amount of the Check)

一人 \$390 (ただし、ニューヨーク会場は1人 \$440)

- 9月15日までに申し込みの場合、1人 \$30 割引
- 同一会社から4人以上申し込みの場合は、4人目以降1人 \$30 割引

送金額合計: \$ _____

申込書と小切手の送付先 (Please send this registration form and
your check to the following address.)

Ogletree, Deakins, Nash, Smoak & Stewart, P.C.

Attn: Michiharu Homma

111 Monument Circle, Suite 4600, Indianapolis, IN 46204

なお、小切手の支払い先の欄には、“Ogletree, Deakins, Nash,
Smoak & Stewart, P.C.” とご記入ください。

(Please make your check payable to “Ogletree, Deakins, Nash,
Smoak & Stewart, P.C.”)

クレジットカード情報 (Credit Card Information)

クレジットカードでお支払いの場合にはこちらにご記入の上、
FaxもしくはE-mailでMichiharu Homma宛にお送り願います。

(Please fax or e-mail this registration form to Michiharu Homma,
if you pay the registration fee by credit card.)

Kind of Credit Card:

- Visa MasterCard American Express

Card Number: _____

Expiration Date: _____

Security Code #: _____

(裏面の3桁の番号、Amexは表面の4桁の番号)

Holder's Name on the Card: _____

Holder's Signature _____

Billing Address of This Card: _____

Fax: 317-916-9076 (Attn: Michiharu Homma)

E-mail: michiharu.homma@ogletreedeakins.com

申込締切

セミナー開催日の7日前までに到着するよう、参加費用の小切手と
一緒に申し込み用紙をOgletree Deakins法律事務所、本間道治宛て
お送りください。

予定日に、ご都合が悪くなった場合には、代理の方を出席させてくださ
るようお願いいたします。その場合には、予め本間宛て、ご連絡くださ
るようお願いいたします。また、開催日の7日前以降のキャンセルは
お受け出来ませんのでご了承ください。7日以上前のキャンセルの場合
\$50を差し引き全額を払い戻し致します。なお、テキストのみの販売は
いたしません。

本セミナーは、米国法に関する一般的な法律知識やアメリカの雇用
慣行を学んで頂くためのものです。個々の参加者に対し、弁護士と
して法律上のアドバイスをするためのものではありません。従いま
して、個別の法律問題をお持ちの方は、それぞれの顧問弁護士や他
の専門家に相談されるようお願い致します。

インストラクター略歴



1973年一橋大学社会学部卒業。三井不動産株式会社
にて人事研修部門、社長秘書、会長秘書、秘書室課長、
本社都市開発部門の事業企画課長等の職務を経験し、
1991年3月同社を退職。

1991年8月、米国オハイオ州立シンシナティ大学ロー
スクールJ.D.課程に入学。1996年2月のインディ
アナ州司法試験に合格し、同年6月インディアナ州弁護士として認証される。

1993年7月から、インディアナボリスの大手総合法律事務所勤務。
2002年8月にOgletree・Deakins法律事務所のインディアナボ
リス事務所Shareholderの一員として加入する。日系企業の顧客に対し、
雇用法上の法律相談や移民法上のビザ取得・更新のサービスを提供する

かたわら、米国や日本で、雇用法、組合法、移民法のセミナーを開催し、
日系企業が米国で無用な法律問題に巻き込まれないよう、米国法や米
国でのビジネス慣習、また、アメリカ人従業員の一般的考え方について講
義する。毎年、総合商社三社において米国新任駐在員研修の講師を務め
たり、大手日系自動車メーカーのサプライヤー向け講習会で、年数回、
米国雇用法・組合法等に関し講師を務めている。その他数多くの企業に
おいてセクハラ・セミナー等の米国法企業内研修で講師を務める。また、
2003年9月より発刊した米国企業法務ニュースレター (AJBL Scope)
は、多くの日系企業に購読され、米国雇用法等の情報源として役立って
いる。(AJBL Scopeの詳細はwww.japantypeset/scope_newsletter/参照。
2011年6月現在、第46号まで発刊済み。)